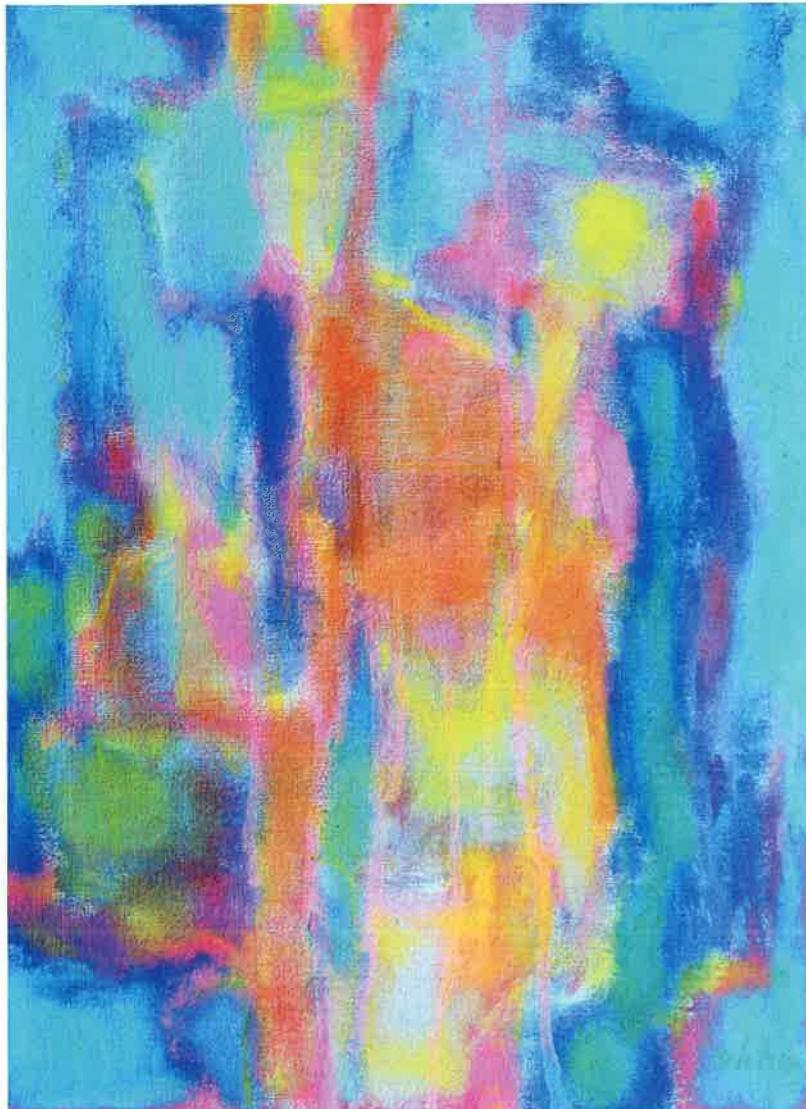


理論と実務の接点で金融界を展望

# 月刊金融ジャーナル

7  
2018  
July  
No.747

特集



「ある風景」大庭英治

## RPAのインパクト

### 認知症への備え

**地域とともに** 呉信用金庫 横岡敬人 理事長  
**ランキング** 全国銀行の中小企業等貸出比率

## — 認知症への備え —

# 資産管理・継承における家族信託の利点 成年後見・遺言と比較した考察

家族信託普及協会 代表理事 宮田 浩志

近年話題になっている「家族信託」は、なぜ利用者が急増しているのか、なぜ家族信託を取り扱う金融機関が増えているのか、それにははっきりした理由がある。「家族信託は、超高齢社会を生きる我々が抱える、高齢者の資産管理や相続・資産承継上の悩みを解決できる最有力な選択肢になる」のである。これから金融機関が顧客に対して、資産活用や相続の提案活動を重視するのであれば、選択肢としての家族信託を知らないければ、顧客ニーズに的確に応えることはできない。

## 親が認知症を発症するとどうなるか

周知の通り、顧客が認知症等により判断能力が低下・喪失し、本人が窓口で払い戻しの意思表示を表明できない場合(金融機関としてその意思を確認できない場合)、たとえ親族といえども定期預金の解約や、預金を引き出すことはできない。これが俗に言う実質的な「預金口座の凍結」である。このような場合、金融機関の窓口では、通常「成年後見制度を利用すれば、定期預金の解約や高額な送金・

払い戻しができます」と案内されるはずである。その案内自体何ら間違ではないが、結果として顧客(親族)からクレームを受けてしまったという例を聞く。

なぜなら、顧客(親族)が、「親の介護費用、施設入所費用を取り急ぎ捻出するために親の定期預金を解約したい」という要望があった場合、定期が解約できた時点で「顧客の問題」は解消したことになる。しかし後見制度は、一旦利用を開始すると被後見人(認知症になった親)が亡くなるまで止めることができない。その間、家庭裁判所又は後見監督人に対する定期的な報告の負担や後見人に対する報酬(月額数万円)を支払い続けなければならず、その負担は軽くない。「金融機関に言わせて成年後見を使ったけど、その後の負担が大きかった」という不満が、案内した金融機関に向けられてしまうこともあると聞く。

もう一つ、長寿社会だからこそこのケースだが、例えば父親が特に遺言書もなく死亡した場合は、法定相続人間で遺産分割協議をしないと、遺産の相続手続きを進めることができ

ない。もしその際にその配偶者(母親)が既に認知症で判断能力を失っていれば、有効な遺産分割協議を行うことはできず、実質的に父親の遺産は“凍結状態”になってしまう。母親自身の財産も“凍結”するので、一家の大半の財産が凍結状態となる。残された家族は、成年後見制度を利用し母親に後見人を絶対的限り、母親の介護等の目的であってもその財産を使うことはできない。

## 成年後見制度、遺言でできることと限界

誤解のないように書くと、成年後見制度は認知症となった人の「権利」と「財産」を守るために有効な制度である。家庭裁判所が任命した後見人(家族又は司法書士等の法律専門職)が制度の趣旨に則り、本人に代わって資産を管理してくれるだけでなく、身上監護

図表1 成年後見・遺言・家族信託の比較

	成年後見制度	遺言	家族信託
本人(被後見人・委託者) の意思判断能力(設定時)	・意思判断能力を有する段階で設定する任意後見と喪失後に設定する法定後見	・意思判断能力を有する場合のみ作成可能	・意思判断能力を有する場合のみ設定可能
法的行為の主体者	・成年後見人	・対象外	・受託者
契約期間中に本人の意思 判断能力が喪失した場合	・成年後見人が被後見人の財産の管 理を行う	・対象外	・信託契約の定めに従い受託者の権利と 義務は継続
身上監護	・有	・対象外	・無
柔軟な財産の管理处分	・成年後見発動後(対象者の意思判 断能力の喪失後)は保全を目的とした 財産の管理しかできない	・対象外	・信託契約の定めに従い受託者の判断で 可能
本人の死亡時	・任意後見、法定後見ともに終了	・死亡とともに執行	・信託契約の定めに従い受託者の権利と 義務は継続可
委託者死亡後の資産継承 指定	・できない	・一次相続のみ	・信託契約の定めに従い設定可能 ・二次相続以降も自由に設定可能
設定方法	・任意後見:任意後見契約公正証書 ・法定後見:家庭裁判所への申立て	・自筆遺言と公正証書遺言	・私文書(公正証書)による信託契約書
設定時の関与者	・申立人、家庭裁判所	・単独行為(自分が単独で作成可能)	・契約行為(契約当事者間における契約。 自己信託を除く)
効力発生後の中止・変更	・できない	・本人の意思のみで可能	・信託契約の定めに従い可能
必要コスト	・申立時のコスト ・後見の開始から被後見人の死亡に よる後見終了まで、後見人報酬(も しくは後見監査人報酬)が発生	・専門家への報酬 ・公正証書作成費用	・設定時のコスト ・受託者報酬は基本発生しないが、信託 契約の定めにより設定も可能 ・信託監査人、受益者代理人等の設置の 場合の各報酬 ・信託期間中の会計報告等に従うコスト

出所:家族信託普及協会作成

と言われる、医療や介護に関する手続きにも対応できるので、本人の人としての尊厳を損なうことなく、余生を全うすることが実現できる制度だからである。

ただ、制度の理念の裏返しとして、①「被後見人にとって何がベストか」という判断基準でしかなく、家族全体の都合や意向は考慮されない②資産の保全を主たる目的としているがために、財産の柔軟な運用や利用ができない③生前贈与のような本人財産の減少となる行為はできない④被後見人が生存している間は原則中止することができない⑤法定後見の場合、家族が後見人になっても、本人の保有資産が一定額を超えると後見監督人が就任し、後見監督人に対する細かな報告事務や監督人報酬が発生する⑥任意後見の場合、任意後見監督人に対する細かな報告事務や監督人